

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第26号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第1条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第1条 京都市生涯学習総合センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時まで

休館日 火曜日（分館については、毎月の第2火曜日及び第4火曜日に限る。以下同じ。）並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。ただし、当該火曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日

第2章及び第3章の章名を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)